



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課 警 察 本 部
○長崎県職員定数条例の一部を改正する条例	新 行 政 推 進 室
○長崎県税条例の一部を改正する条例	税 務 課
○長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	福 祉 保 健 課
○長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	薬 務 行 政 室
○長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	障 害 福 祉 課 こども家庭課
○長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例	教 育 庁 生 涯 学 習 課
○長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	警 察 本 部 交 通 規 制 課

条 例

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第29号

職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年長崎県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者に宣誓してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。	(職員のサービスの宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、 <u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、宣誓してから</u> でなければ、その職務を行ってはならない。
2 前項の宣誓は、一般職員にあつては別記様式第1号、警察職員にあつては別記様式第2号の <u>提出により</u> 行うものとする。	2 前項の宣誓は、一般職員にあつては別記様式第1号により、 <u>警察職員にあつては別記様式第2号により宣誓書に署名押印して</u> 行うものとする。
3 略	3 略

様式第1号及び様式第2号中「印」を削る。

(公安委員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 公安委員のサービスの宣誓に関する条例(昭和29年長崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2条 新たに任命された委員は、 <u>知事に別記様式の宣誓書を提出</u> してからでなければ、その職務を行ってはならない。	第2条 新たに任命された委員は、 <u>知事の面前において別記様式の宣誓書に署名押印</u> してからでなければ、その職務を行ってはならない。

様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第30号

長崎県職員定数条例の一部を改正する条例

長崎県職員定数条例（昭和24年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の職員 <u>3,990人</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">合計 <u>4,328人</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、企業会計職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その他の企業会計職員 <u>5人以内</u></p>	<p>（職員の定数）</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の職員 <u>4,090人</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">合計 <u>4,428人</u></p> <p>2 前項に規定するもののほか、企業会計職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>港湾事業</u>その他の企業会計職員 <u>29人以内</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第31号

長崎県税条例の一部を改正する条例

長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（事業税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第17条 知事は、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）</u></p> <p>第8条第1項の市町村計画に同条第4項第1号の産業振興促進区域として記載された区域（以下「産業振興促進区域」という。）内に、次の各号に掲げる事業の用に供する過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号。第25条第1項及び第74条第1項において「総務省令」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（第3項において「特別償却設備」という。）を取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又</p>	<p>（事業税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第17条 知事は、<u>次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を構成する減価償却資産（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号まで、又は所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）</u>で同表の右欄に掲げる設備を含むもの（次項において「当該設備」という。）を新設し、又は増設した者については、同表の各項に掲げる省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。</p>

は建設を含む。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項に規定する資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。第3項において同じ。）をした者（同号に規定する特別償却設備設置者に限る。第25条第1項及び第74条第1項において「特別償却設備設置者」という。）については、省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業等（過疎法第23条に規定する情報サービス業等をいう。第25条第1項及び第74条第1項において同じ。）
- (3) 農林水産物等販売業（産業振興促進区域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第25条第1項及び第74条第1項において同じ。）
- (4) 旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）

2 知事は、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区（第5項、第25条第2項及び第74条第2項において「離島地区」という。）内に、次の各号に掲げる事業の用に供する離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下この項、第25条第2項及び第74条第2項において「総務省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（次項において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（同号に規定する特別償却設備設置者に限る。第25条第2項及び第74条第2項において「特別償却設備設置者」という。）については、省令で定めるところにより計算した収入金額又は所得に対しては、事業税を課さない。

- (1) 製造業
- (2) 旅館業
- (3) 情報サービス業その他総務省令で定める事業

3 前2項の規定は、第1項の特別償却設備の取得等をした者又は前項の特別償却設備を新設し、若しくは増設した者が、特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度から特別償却設備を事業の用に供した日から起算して3年を経過する日までに終了する年又は事業年度までに係る事業税について適用する。

4 産業振興促進区域内において畜産業又は水産業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、過疎法第2条第2項の規定による公示

地区	事業	設備
過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（第3項、第25条第1項及び第74条第1項において「過疎地区」という。）	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業（過疎地域自立促進特別措置法第30条に規定する事業をいう。以下同じ。）	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イに規定する特別償却設備
離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第2項の規定により離島振興対策実施地域として公示された地区（第4項、第25条第1項及び第74条第1項において「離島地区」という。）	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下この項、第25条第1項及び第74条第1項において「総務省令」という。）で定める事業	総務省令第2条第1号に規定する特別償却設備

2 前項の規定は、当該設備を新設し、又は増設した者が当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度から当該設備を事業の用に供した日から起算して3年を経過する日までに終了する年又は事業年度までに係る事業税について適用する。

3 過疎地区内において畜産業又は水産業を行う個人で、その者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについては、過疎法第2条第2項の規定による内閣総理大

の日の属する年以後の各年のその者の所得に対しては、事業税を課さない。

5及び6 略

7 知事は、地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（第25条第4項及び第6項並びに第74条第5項及び第7項において「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第25条第4項及び第6項並びに第74条第5項及び第7項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「総務省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（第25条第4項及び第6項並びに第74条第5項及び第7項において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した認定事業者（同法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。第25条第4項及び第6項並びに第74条第5項及び第7項において同じ。）であって、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下この項において「事業開始日」という。）の属する年分又は事業年度分から事業開始日から起算して3年を経過する日までに終了する各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第3条に定めるところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、事業税を課さない。

8 知事は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域（第25条第5項及び第74条第6項において「産業振興促進計画区域」という。）内において当該認定産業振興促進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業（第25条第5項及び第74条第6項において「対象事業」という。）の用に供する施設又は設備で、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下この項において「総務省令」という。）第1条第1号の規定の適用を受ける施設又は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又は設備を事業の用に供した日（以下この項において「操業開始の日」という。）の属する年分又は事業年度分から操業開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第2条に定めるところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、第20条の規定にかかわらず、同条に定める率に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た率を税率として、事業税を課する。

(1)～(3) 略

（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）

第25条 知事は、産業振興促進区域内に特別償却設備設置者が、次の各号に掲げる事業の用に供する総務省令第1条第2号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得をしたときは、不動産取得税を課さない。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業等
- (3) 農林水産物等販売業
- (4) 旅館業

臣の公示の日の属する年以後の各年のその者の所得に対しては、事業税を課さない。

4及び5 略

6 知事は、地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された地方活力向上地域（第25条第3項及び第5項並びに第74条第4項及び第6項において「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第25条第3項及び第5項並びに第74条第4項及び第6項において「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下この項において「総務省令」という。）第2条第1号に規定する特別償却設備（第25条第3項及び第5項並びに第74条第4項及び第6項において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した認定事業者（同法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。第25条第3項及び第5項並びに第74条第4項及び第6項において同じ。）であって、同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する者については、当該特別償却設備を事業の用に供した日（以下この項において「事業開始日」という。）の属する年分又は事業年度分から事業開始日から起算して3年を経過する日までに終了する各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第3条に定めるところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、事業税を課さない。

7 知事は、半島振興法（昭和60年法律第63号）第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された計画区域（第25条第4項及び第74条第5項において「産業振興促進計画区域」という。）内において当該認定産業振興促進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業（第25条第4項及び第74条第5項において「対象事業」という。）の用に供する施設又は設備で、半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下この項において「総務省令」という。）第1条第1号の規定の適用を受ける施設又は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又は設備を事業の用に供した日（以下この項において「操業開始の日」という。）の属する年分又は事業年度分から操業開始の日から起算して3年を経過する日までに終了する各年分又は各事業年度分に限り、総務省令第2条に定めるところにより計算した収入金額又は所得金額に対しては、第20条の規定にかかわらず、同条に定める率に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た率を税率として、事業税を課する。

(1)～(3) 略

（不動産取得税の課税免除及び不均一課税）

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る減価償却資産で同表の右欄に掲げる建物及びその敷地である土地（以下「建物等」という。）を取得（土地の取得については、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があった場合に限る。次項、第3項及び第4項において同じ。）したときは、不動産取得税を課さない。

地区	事業	建物等
過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第2号に規定する特別

2 知事は、離島地区内に特別償却設備設置者が、次の各号に掲げる事業の用に供する総務省令第2条第2号に規定する特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得をしたときは、不動産取得税を課さない。

- (1) 製造業
- (2) 旅館業
- (3) 情報サービス業その他総務省令で定める事業

3 知事は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（第74条第4項において「承認地域経済牽引事業者」という。）である施設設置者（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下この項及び第74条第4項において「総務省令」という。）第3条第1号に規定する施設設置者をいう。第74条第4項において同じ。）が、同法第4条第2項第1号に規定する促進区域（第74条第4項において「促進区域」という。）内に対象施設（総務省令第2条に規定する対象施設をいう。第74条第4項において同じ。）の用に供する総務省令第3条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を取得したときは、不動産取得税を課さない。

4～7 略
（免税軽油の引取り）

第53条 略

2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に署名しなければならない。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第74条 知事は、産業振興促進区域内に特別償却設備設置者が、次の各号に掲げる事業の用に供する総務省令第1条第3号に規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対しては、固定資産税を課さない。

- (1) 製造業
- (2) 情報サービス業等
- (3) 農林水産物等販売業
- (4) 旅館業

2 知事は、離島地区内に特別償却設備設置者が、次の各号に掲げる事業の用に供する総務省令第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対しては、固定資産税を課さない。

		償却設備である家屋及びその敷地である土地に該当する建物等
離島地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他総務省令で定める事業	総務省令第2条第2号に規定する建物等

2 知事は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者（第74条第3項において「承認地域経済牽引事業者」という。）である施設設置者（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下この項及び第74条第3項において「総務省令」という。）第3条第1号に規定する施設設置者をいう。第74条第3項において同じ。）が、同法第4条第2項第1号に規定する促進区域（第74条第3項において「促進区域」という。）内に対象施設（総務省令第2条に規定する対象施設をいう。第74条第3項において同じ。）の用に供する総務省令第3条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を取得したときは、不動産取得税を課さない。

3～6 略
（免税軽油の引取り）

第53条 略

2 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

（固定資産税の課税免除及び不均一課税）

第74条 知事は、次の表の左欄に掲げる地区内に、同表の中欄に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、その事業に係る大規模の償却資産（以下「機械等」という。）で同表の右欄に掲げるものを取得したときは、固定資産税を課さない。

地区	事業	機械等
過疎地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業	過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第1条第3号に規定する特別償却設備である償却資産に該当する機械等
離島地区	製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他総務省令で定める事業	総務省令第2条第3号に規定する特別償却設備である機械等

(1) 製造業 (2) 旅館業 (3) 情報サービス業その他総務省令で定める事業	
3 前2項の規定の適用期間は、当該規定が最初に適用された年度以降3箇年度とする。	2 前項の規定の適用期間は、当該規定が最初に適用された年度以降3箇年度とする。
4～8 略	3～7 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
(過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う経過措置)
- 失効前の過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により過疎地域として公示された地区（以下「過疎地区」という。）内において、適用日前に製造業、旅館業（下宿営業を除く。）又は農林水産物等販売業の事業の用に供する特別償却設備を新設し、又は増設した者に課すべき事業税、当該特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税及び当該特別償却設備である家屋若しくは償却資産又は当該家屋の敷地である土地に対して課すべき固定資産税については、この条例による改正後の長崎県税条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この条例による改正前の長崎県税条例（以下「旧条例」という。）第17条第3項の規定は、適用日前に過疎地区内において畜産業又は水産業を行う個人に課する事業税及び同項を適用して課した個人の事業税の更正について、なおその効力を有する。
(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の改正に伴う経過措置)
- 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に旧条例第25条第2項の規定の適用を受ける家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、新条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第32号

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(就業環境の整備)</p> <p>第8条の2 保護施設は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(業務継続計画の策定等)</p> <p>第8条の3 保護施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>(非常災害対策)</p>	<p>(非常災害対策)</p>

<p>第10条 略 2 略 3 保護施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等)</p> <p>第19条 略 2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</p>	<p>第10条 略 2 略 (衛生管理等)</p> <p>第19条 略 2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講じるよう努めなければならない。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年8月1日から施行する。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の長崎県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第19条第2項（新条例第27条、第33条及び第39条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第33号

長崎県業務関係手数料条例の一部を改正する条例

長崎県業務関係手数料条例（平成12年長崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1～33 略						1～33 略					
34	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療	略			34	医薬品医療機器等法第11条（同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療	略		

	器等法施行令」という。) 第2条の3第1項、第2条の8第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	等製品販売業許可証書換え交付手数料					
	器等法施行令」という。) 第2条の3第1項、第2条の8第1項若しくは第45条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付又は薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成21年政令第2号。次項において「整備政令」という。) 附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換え交付手数料					
35	医薬品医療機器等法第11条(同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。)及び医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項、第2条の9第1項若しくは第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証再交付手数料	略	35	医薬品医療機器等法第11条(同法第38条及び第40条第1項において準用する場合を含む。)及び医薬品医療機器等法施行令第2条の4第1項、第2条の9第1項若しくは第46条第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証、医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付又は整備政令附則第3条の規定によりなおその効力を有することとされる整備政令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	薬局開設許可証、地域連携薬局認定証、専門医療機関連携薬局認定証、医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、再生医療等製品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付手数料	略
36~45 略				36~45 略			
46	医薬品医療機器等法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	略		46	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	略	
47 略				47 略			

48	医薬品医療機器等法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	略		
49 略				
50	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第4項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	略		
51及び52 略				
53	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法第25条第1項第3号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係る許可	略
			(2) 医薬品医療機器等法第25条第1項第4号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係る許可	略
			(3) 医薬品医療機器等法第25条第1項第5号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可	略
			(4) 略	略
			(5) 医薬品医療機器等法第25条第2項第1号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（無菌）」という。）に係る許可	略
			(6) 医薬品医療機器等法第25条第2項第2号に掲げる区分（以下「医	略
48	医薬品医療機器等法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	略		
49 略				
50	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第12条第2項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の許可の更新の申請に対する審査	略		
51及び52 略				
53	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条第1項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業の許可の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業許可申請手数料	(1) 医薬品医療機器等法第26条第1項第3号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（無菌）」という。）に係る許可	略
			(2) 医薬品医療機器等法第26条第1項第4号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（一般）」という。）に係る許可	略
			(3) 医薬品医療機器等法第26条第1項第5号に掲げる区分（以下「医薬品製造区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る許可	略
			(4) 略	略
			(5) 医薬品医療機器等法第26条第2項第1号に掲げる区分（以下「医薬部外品製造区分（無菌）」という。）に係る許可	略
			(6) 医薬品医療機器等法第26条第2項第2号に掲げる区分（以下「医	略

	る登録の申請に対する審査				
57	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法第13条の2の2第4項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料		1件	21,400円
58 略					
59	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第15項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略			
60及び61 略					
62	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第16条の4の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付手数料		1件	2,000円
63	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第16条の5の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付	医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造業のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付手数料		1件	2,900円
64	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品又は医薬部外品の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る適合性調査	1件	70,500円
			(2) 医薬品製造区分（一般）に係る適合性調査	1件	52,900円
			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	23,900円
			(4) 医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬品の保管のみを行う製造所	1件	23,900円
56 略					
57	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第5号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第13項の規定による医薬品又は医薬部外品の製造販売承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	略			
58及び59 略					
60	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項（同条第13項において準用する場合を含む。）の規定による同法第14条第1項の承認を受けようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品又は医薬部外品の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る適合性調査	1件	47,200円
			(2) 医薬品製造区分（一般）に係る適合性調査	1件	32,500円
			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	15,200円

			(以下単に「医薬品の保管のみを行う製造所」という。)に係る適合性調査							
			(5) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	70,500円			(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	47,200円
			(6) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	52,900円			(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	32,500円
			(7) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	23,900円			(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	15,200円
			(8) 医薬品医療機器等法第13条の2の2第1項に規定する医薬部外品の保管のみを行う製造所(以下単に「医薬部外品の保管のみを行う製造所」という。)に係る適合性調査	1件	23,900円					
			(9) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設(以下「外部試験検査機関」という。)に係る適合性調査	1件	23,900円			(7) 医薬品又は医薬部外品の試験検査を製造所以外の施設において行う場合(他に委託して行う場合を含む。)における当該施設(以下「外部試験検査機関」という。)に係る適合性調査	1件	15,200円
65	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項又は第9項の規定による同法第14条第1項の承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過することを受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品又は医薬部外品の定期的なGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	124,600円 ただし、調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	95,000円 ただし、調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に1,000円
61	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条第7項の規定による同法第14条第1項の承認の取得後3年を下らない政令で定める期間を経過することを受けなければならない書面による調査又は実地の調査	医薬品又は医薬部外品の定期的なGMP適合性調査手数料								

			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(4) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(5) 医薬部外品製造区分（無菌）に係る適合性調査	1件	124,600円 ただし、調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(6) 医薬部外品製造区分（一般）に係る適合性調査	1件	95,000円 ただし、調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(7) 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(8) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(9) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
66	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定	医薬品又は医薬部外品のGMP区分適合	(1) 医薬品医療機器等法第14条第8	1件	124,600円 ただし、当該調査に係る品				
			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(4) 医薬部外品製造区分（無菌）に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(5) 医薬部外品製造区分（一般）に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(6) 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				
			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。				

に基づく医薬品医療機器等法第14条の2第2項の規定による同条第1項の医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分ごとの確認に係る書面による調査又は実地の調査	性調査手数料	項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和3年厚生労働省令第17号。以下「区分省令」という。）第2条第3号に規定する医薬品の製造工程区分（以下「医薬品製造工程区分（無菌）」という。）に係る区分適合性調査	目数に2,000円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
	(2) 区分省令第2条第4号に規定する医薬品の製造工程区分（以下「医薬品製造工程区分（一般）」という。）に係る区分適合性調査	1件	95,000円 ただし、当該調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
	(3) 区分省令第2条第5号に規定する医薬品の製造工程区分（以下「医薬品製造工程区分（包装、表示又は保管）」という。）に係る区分適合性調査	1件	53,400円 ただし、当該調査に係る品目数に500円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
	(4) 区分省令第2条第6号に規定する医薬品の製造工程区分（以下「医薬品製造工程区分（保管のみ）」という。）に係る区分適合性調査	1件	53,400円 ただし、当該調査に係る品目数に500円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
	(5) 区分省令第2条第3号に規定する医薬部外品の製造工程区分（以下「医薬部外品製造工程区分（無菌）」という。）に係る区分適合性調査	1件	124,600円 ただし、当該調査に係る品目数に2,000円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

			(6) 区分省令第2条第4号に規定する医薬部外品の製造工程区分（以下「 <u>医薬部外品製造工程区分（一般）</u> 」という。）に係る区分適合性調査	1件	95,000円 ただし、当該調査に係る品目数に1,000円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に8,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(7) 区分省令第2条第5号に規定する医薬部外品の製造工程区分（以下「 <u>医薬部外品製造工程区分（包装、表示又は保管）</u> 」という。）に係る区分適合性調査	1件	53,400円 ただし、当該調査に係る品目数に500円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(8) 区分省令第2条第6号に規定する医薬部外品の製造工程区分（以下「 <u>医薬部外品製造工程区分（保管のみ）</u> 」という。）に係る区分適合性調査	1件	53,400円 ただし、当該調査に係る品目数に500円を乗じて得た金額及び当該調査に係る製造販売業者の数に4,300円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
67	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第14条の7の2第3項の規定による変更を行う医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準の適合性の確認	医薬品又は医薬部外品のGMP適合性確認手数料	(1) 医薬品製造区分（無菌）に係る確認	1件	70,500円
			(2) 医薬品製造区分（一般）に係る確認	1件	52,900円
			(3) 医薬品製造区分（包装、表示又は保管）に係る確認	1件	23,900円
			(4) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る確認	1件	23,900円
			(5) 医薬部外品製造区分（無菌）に係る確認	1件	70,500円
			(6) 医薬部外品製造区分（一般）に係る確認	1件	52,900円
			(7) 医薬部外品製造区分（包装、表示又は保管）に係る確認	1件	23,900円
			(8) 医薬部外品の保管のみを行う製	1件	23,900円

			造所に係る確認		
			(9) 外部試験検査機関に係る確認	1件	23,900円
68	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の製造開始時のGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	70,500円
			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	52,900円
			(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	23,900円
			(4) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	23,900円
			(5) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	70,500円
			(6) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	52,900円
			(7) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	23,900円
			(8) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	23,900円
			(9) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	23,900円
69	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的なGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	124,600円 ただし、調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	95,000円 ただし、調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
62	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品を製造しようとするときに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の製造時のGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	47,200円
			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	32,500円
			(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	15,200円
			(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	47,200円
			(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	32,500円
			(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	15,200円
			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	15,200円
63	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品又は医薬部外品の製造の開始後3年を下らない政令で定める期間を経過するごとに受けなければならない書面による調査又は実地の調査	輸出用医薬品又は医薬部外品の定期的なGMP適合性調査手数料	(1) 医薬品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(2) 医薬品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合には、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。

			(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(3) 医薬品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合は、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(4) 医薬品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。					
			(5) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	124,600円 ただし、調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(4) 医薬部外品製造区分(無菌)に係る適合性調査	1件	100,500円 ただし、調査品目の数が2以上である場合は、1を超える調査品目の数に2,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(6) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	95,000円 ただし、調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(5) 医薬部外品製造区分(一般)に係る適合性調査	1件	70,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合は、1を超える調査品目の数に1,000円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(7) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(6) 医薬部外品製造区分(包装、表示又は保管)に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合は、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
			(8) 医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。					
			(9) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	53,400円 ただし、調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。			(7) 外部試験検査機関に係る適合性調査	1件	30,600円 ただし、調査品目の数が2以上である場合は、1を超える調査品目の数に500円を乗じて得た金額を加算した金額とする。
70	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第26条の4第1項の規定による基準	基準確認証の書換え交付手数料		1件	2,000円					

	確認証の書換え交付				
71	医薬品医療機器等法施行令第80条第2項第7号の規定に基づく医薬品医療機器等法施行令第26条の5第1項の規定による基準確認証の再交付	基準確認証の再交付手数料		1件	2,900円
72 略					
73	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第4項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	略			
74~76 略					
77	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第4項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	略			
78~81 略					
82	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	略			
83	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第4項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	略			
84	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第7項の規定による医療機器の事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	略			
64 略					
65	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の2第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	略			
66~68 略					
69	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第1号の規定に基づく医薬品医療機器等法第23条の20第2項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	略			
70~73 略					
74	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可の申請に対する審査	略			
75	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第3項の規定による医療機器の修理業の許可の更新の申請に対する審査	略			
76	医薬品医療機器等法施行令第80条第3項第4号の規定に基づく医薬品医療機器等法第40条の2第5項の規定による医療機器の事業所に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	略			
77	薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）附則第63条第2号の規定によりなお従前の例によるとされた改正前の薬事法第14条第6項（同条第9項において準用する	体外診断用医薬品又は医療機器の承認申請時又は一部変更承認申請時のGMP適合性調査手数料	(1) 薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等及び経過措	1件	32,500円

	場合を含む。)の 規定に基づく同法 第14条第1項の承 認を受けようとす るときに受けなけ ればならない書面 による調査又は実 地の調査	置に関する 政令の施行 に伴う関係 省令の整備 等に関する 省令（平成 26年厚生労 働省令第87 号）第1条 の規定によ る改正前の 薬事法施行 規則（以下 「旧省令」 という。） 第26条第2 項第2号に 掲げる区分 に係る適合 性調査		
		(2) 旧省令第 26条第2項 第3号に掲 げる区分に 係る適合性 調査	1件	15,200円
		(3) 旧省令第 26条第5項 第2号に掲 げる区分に 係る適合性 調査	1件	47,200円
		(4) 旧省令第 26条第5項 第3号に掲 げる区分に 係る適合性 調査	1件	32,500円
		(5) 旧省令第 26条第5項 第4号に掲 げる区分に 係る適合性 調査	1件	15,200円
		(6) 体外診断 用医薬品若 しくは医療 機器の試験 検査又は医 療機器の設 計及び開発 を製造所以 外の施設に おいて行う 場合（他に 委託して行 う場合を含 む。）にお ける当該施 設に係る適 合性調査	1件	15,200円

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第34号

長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 長崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長崎県条例第70号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第18章 略 第19章 雑則(第213条の2・第214条) 附則 (準用)</p> <p>第204条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、<u>第55条、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで、第202条、第202条の2及び第203条の2から第203条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第97条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第202条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第19章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p><u>第213条の2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第98条、第98条の5、第127条、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20並びに第213条第1項において準用する場合を含む。)、第15条(第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第81条、第98条、第98条の5、第114条、第114条の4、第127条、第152条、第152条の4、第162条、第162条の4、第175条、第188条、第193条、第197条、第197条の12、第197条の20、第204条、第204条の11、第204条の22並びに第213条第1項において準用する場合を含む。)、第54条第1項、第107条第1項(第114条の4において準用する場合を含む。)、第201条の3第</u></p>	<p>目次 第1章～第18章 略 第19章 雑則(第214条) 附則 (準用)</p> <p>第204条の22 第12条、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第24条、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第60条、第62条、第68条、第72条、第77条、第78条、第93条、第95条、第97条、第160条の2、第201条の2から第201条の6まで、第202条、第202条の2及び第203条の2から第203条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第204条の22において準用する第201条の4第2項」と、第60条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第97条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第204条の22において準用する第203条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第160条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第202条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。</p> <p>第19章 雑則</p>

<p>1 項（第204条の11及び第204条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
---	--

（長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 長崎県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録）</p> <p>第21条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第22条 略</p>	<p>（委任）</p> <p>第21条 略</p>

（長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 長崎県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 雑則（第61条の2・第62条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 雑則</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第61条の2 指定障害者支援施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10第1項、第14条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 雑則（第62条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 雑則</p>

<p>あって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定障害者支援施設及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
---	--

（長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第9章 略 第10章 雑則（<u>第91条の2・第92条</u>） 附則 第10章 雑則 （<u>電磁的記録等</u>）</p> <p><u>第91条の2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 <u>障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	<p>目次 第1章～第9章 略 第10章 雑則（第92条） 附則 第10章 雑則</p>

（長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第5条 長崎県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（<u>電磁的記録等</u>）</p> <p><u>第20条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、</u></p>	

<p>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p> <p>（委任） 第21条 略</p>	<p>（委任） 第20条 略</p>
---	------------------------

（長崎県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 長崎県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録等）</p> <p>第18条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、<u>当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）</u>により行うことができる。</p> <p>2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、<u>当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）</u>によることができる。</p> <p>（委任） 第19条 略</p>	<p>（委任） 第18条 略</p>

（長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 長崎県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 雑則（<u>第47条の2・第48条</u>）</p> <p>附則</p> <p>第3章 雑則</p> <p>（電磁的記録等）</p> <p>第47条の2 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 雑則（第48条）</p> <p>附則</p> <p>第3章 雑則</p>

<p>の他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	
--	--

（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第8条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第14章 略 第15章 雑則（<u>第131条の2・第132条</u>） 附則 （職員配置） 第93条 略 2及び3 略 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、<u>第1項各号に掲げる施設及び場合に</u> <u>応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。</u> 5～9 略 第15章 雑則 （電磁的記録） <u>第131条の2 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>目次 第1章～第14章 略 第15章 雑則（第132条） 附則 （職員配置） 第93条 略 2及び3 略 4 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、<u>児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</u> 5～9 略 第15章 雑則</p>

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第9条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第7章 略 第8章 雑則（<u>第93条の2</u>・第94条） 附則 第8章 雑則 （<u>電磁的記録等</u>） <u>第93条の2</u> 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）、第18条（第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>目次 第1章～第7章 略 第8章 雑則（第94条） 附則 第8章 雑則</p>

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第10条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則（<u>第60条の2</u>・第61条） 附則 第4章 雑則 （<u>電磁的記録等</u>） <u>第60条の2</u> 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条（第60条において準用する場合を含む。）、第15条第1項（第60条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>目次 第1章～第3章 略 第4章 雑則（第61条） 附則 第4章 雑則</p>

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第35号

長崎県立長崎図書館設置条例の一部を改正する条例

長崎県立長崎図書館設置条例（昭和25年長崎県条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>（設置）</u> 第1条 略 2 図書館の郷土資料に関する業務を分掌させるため、長崎県立長崎図書館郷土課（以下「郷土課」という。）を長崎市に置く。 <u>（図書館奉仕）</u> 第2条 略 <u>（運営）</u> 第3条 略 <u>（職員）</u> 第4条 略 <u>（事務の委託）</u> 第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、図書館（郷土課を除く。）の管理に関する次の事務を大村市に委託する。 (1)～(3) 略 <u>（使用許可）</u> 第6条 別表第1に掲げる郷土課の施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。 2 教育委員会は、施設等の管理上必要と認めるときは、前項の許可をするに当たり、条件を付することができる。 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。 <u>（使用料）</u> 第7条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。</p>	<p>第1条 略 2 図書館の郷土資料に関する業務を分掌させるため、長崎県立長崎図書館郷土課を長崎市に置く。 第2条 略 第3条 略 第4条 略 第5条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、図書館の管理に関する次の事務を大村市に委託する。 (1)～(3) 略</p>

2 郷土課の駐車場の使用料は、別表第2のとおりとし、駐車場を使用する者が自動車を駐車場から出場させる際に徴収する。

(使用料の減免)

第8条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は施設等の使用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第6条第1項の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 施設等を損傷し、又は紛失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 略

第6条 略

別表第1 (第6条、第7条関係)

区分		使用単位	使用料
施設	集会・研修室	Aタイプ(全室)	1,140円
		Bタイプ(全室の3分の2を使用する場合)	1時間 760円
		Cタイプ(全室の3分の1を使用する場合)	380円
附帯設備	映像設備	スクリーン及びプロジェクター	1式1回 1,100円
		電子モニター	1台1回 1,100円
	音響設備	マイクロホン	1式1回 1,100円

備考

1 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間に切り上げる。

2 施設を利用する場合における時間の計算については、機材の搬入及び搬出並びに施設の点検に必要な時間を含むものとする。

3 附帯設備のみの単独使用は、認めない。

別表第2 (第7条関係)

区分	使用料
駐車場	駐車時間30分につき150円

備考 使用時間に30分に満たない端数があるときは、これを30分に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。
(準備行為)
- 2 この条例による改正後の長崎県立長崎図書館設置条例第6条の規定に基づく使用許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第36号

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年長崎県条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に該当する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（<u>当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。</u>）</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>(信号機に関する基準)</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項に該当する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの</p> <p>イ及びウ 略</p> <p>(2) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)一一一
(八九五)二一一
(八二四)一一一

印刷所
長崎県
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
永
岩永印刷
明所